（環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正）

第十五条　環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第一号の三までの様式中「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）　印」を「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」に改め、備考1を削り、備考2を備考とする。

様式第二号及び様式第四号中「㊞」及び備考1を削り、備考2を備考とする。

様式第六号中「㊞」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

様式第七号中「㊞」を削る。

（湖沼水質保全特別措置法施行規則の一部改正）

第十六条　湖沼水質保全特別措置法施行規則（昭和六十年総理府令第七号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「氏名又は名称及び住所並びに法　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考4を削る。

様式第三中「氏名又は名称及び住所並びに法　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考5を削る。

様式第四から様式第六までの様式中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考3を削る。

様式第六の二中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名」に改め、備考5を削る。

（スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第十七条　スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行規則（平成三年総理府令第六号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第十八条　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則（平成四年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第七までの様式中「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　印」を「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」に改め、備考(1)を削り、備考(2)を備考とする。

様式第八中「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　印」を「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」に改め、備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)を備考(2)とする。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部改正）

第十九条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第十項中「し、これに署名押印」を削る。

（特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二十条　特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則（平成六年総理府令第二十五号）の一部を次のように改正する。

様式第二から様式第五までの様式中「氏名又は名称及び住所並びに法　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考4を削る。

様式第六中「氏名又は名称及び住所並びに法　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考5を削る。

様式第八から様式第十までの様式中「氏名又は名称及び住所並びに法　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考3を削る。

様式第十の二中「氏名又は名称及び住所並びに法　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考5を削る。

（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正）

第二十一条　ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「氏名又は名称及び住所並びに法　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考6を削る。

様式第三から様式第五までの様式中「氏名又は名称及び住所並びに法　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考3を削る。

様式第六中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考9を削る。

様式第七中「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」に改め、備考5を削る。